

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

南房総市内房商工会及び南房総市朝夷商工会が共同で本事業に取り組む理由

平成18年3月に6町1村(旧富山町、旧富浦町、旧三芳村、旧白浜町、旧千倉町、旧丸山町、旧和田町)による行政合併が行われ南房総市が誕生した。これに伴い商工会においても合併の機運が高まり、行政合併が7行政区域と広範囲であったことから、小規模事業者等へのサービスや利便性等を踏まえ、地理的・歴史的に繋がり深い2地区に商工会を分けて設立することになった。

平成19年4月に東京湾沿いの内房地区と呼称されている3商工会(旧富山町商工会、旧富浦町商工会、旧三芳村商工会)により南房総市内房商工会が設立され、同じく平成19年4月に太平洋沿いの朝夷地区と呼称されている4商工会(旧白浜町商工会、旧千倉町商工会、旧丸山町商工会、旧和田町商工会)により南房総市朝夷商工会が設立された。

設立以来、南房総市内房商工会と南房総市朝夷商工会(以下「両商工会」という。)では同一行政区域内に2つの商工会があることから、行政への要望活動やイベント等の各種事業を連携して取り組んできた経緯がある。特に、令和3年3月には両商工会が共同で南房総市とともに経営発達支援計画を策定し、国からの認定を受けている。また、両商工会地区は、令和元年9月9日の台風第15号(房総半島台風)において甚大な被害を受けて復旧・復興に取り組む事業者の支援をしてきた。加えて、令和2年には、新型コロナ対応で苦境に陥った事業者の支援を、南房総市・両商工会が一丸となって実施した。

このようなことから、それぞれが単独で本事業に取り組むよりは、共同で取り組むことにより事業成果をあげることができると判断し、本事業を共同で取り組むものである。

I 現状

1 地域の災害リスク

(1) 地震

千葉県地域防災計画(令和6年度修正)によると、千葉県に大きな被害をもたらすと考えられる地震については、「千葉県北西部直下地震」、「東京湾北部地震」、「千葉県東方沖地震」及び「三浦半島断層群による地震」の4つの地震が想定されている。

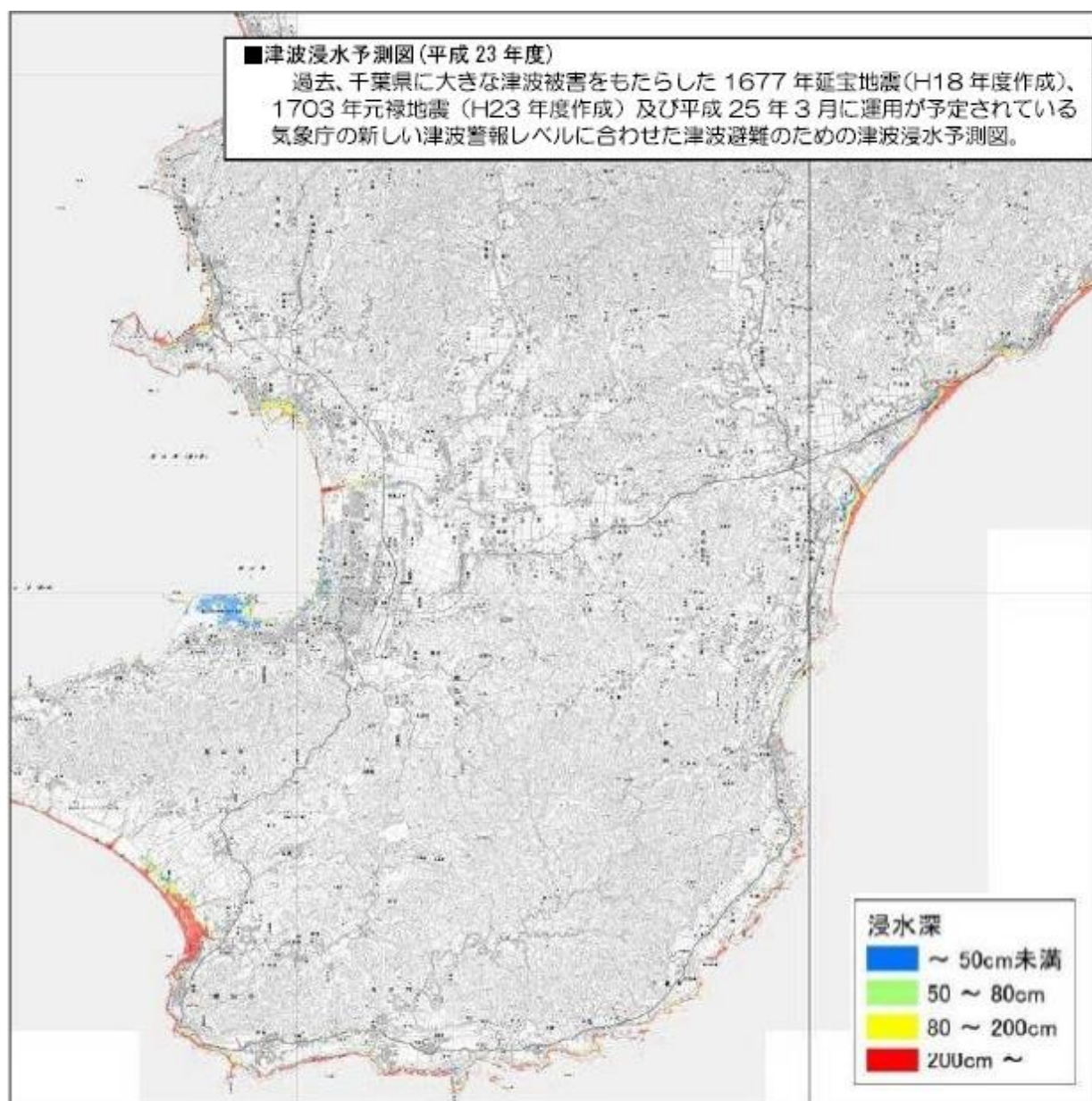
南房総市地域防災計画(令和5年度修正)では、これらの地震が発生した場合、当市内の震度は内房地区の沿岸部及び外房地区等で最大震度6強の震度が予測されており、人的被害は少ないものの、「三浦半島断層群による地震」では、建物の全壊が219棟、半壊が1,647棟、避難者が3,557人と予測されている。また、「東京湾北部地震」、「千葉県東方沖地震」及び「三浦半島断層群による地震」の3つの地震では、富浦、富山、千倉の沿岸部等で液状化被害の発生も予測されている。

(2) 津波

千葉県地域防災計画では、過去に千葉県で想定した延宝地震(1677年)の震源域のうち、東北地方太平洋沖地震で破壊されなかった領域を対象とした「房総半島東

方沖日本海溝沿い地震」(M8.2)を想定し、津波による被害量を算出している。

その津波シミュレーションによると震源域に近い南房総市では影響開始時間約6分、最大波到達時間は約16分と最も早く予測され、以下の津波浸水予測図が示されている。



(3) 洪水

市内の地形は中央部から北部にかけて丘陵地・山地が広がり、その間に狭隘な平地が帯状に展開した複雑な地形を示している。中央部の南は比較的平坦な地形で、南部は海岸沿いが平地、内陸部は丘陵地が展開している。これらの丘陵地の間を河川が流れるが、その方向は主に南北方向および東西方向に流れている。なお、丘陵地や山地の標高は低いことから、河川の流れは急峻ではなく、比較的緩やかである。

市内の河川は、2級河川が15河川のほか、普通河川が数多くある。なお、豪雨時には、人家への影響は少ないものの、比較的狭い区域での洪水は多く発生している。

(4) 土砂災害

南房総市は、地形的には丘陵地と沖積平地からなっている。したがって、急峻な山地を流れるような急流ではなく、河川の流れも比較的穏やかである。また、地質は新しい地質時代に属する第三系および第四系が広く分布しており、やや軟質で表層が崩れやすい傾向がある。これらのことから、丘陵地周縁部に発達した市街地や集落付近では急傾斜地崩壊危険箇所が数多く存在する。

地区別では、丸山地区、三芳地区が多く、次いで富浦地区、富山地区、千倉地区、和田地区、白浜地区の順となっている。

また、急峻な山地地形が無いことから、土石流危険渓流は比較的少ない地域ではあるが、地区別では和田地区、丸山地区、富山地区、三芳地区に多い。

地すべり危険箇所は地質構造に規制されることから偏在する傾向があり、市内では主として富山地区に集中している。

(5) 台風被害

令和元年9月9日未明に当市を襲った台風第15号(房総半島台風)は、暴風と豪雨により、市内全域において家屋や農業施設などに甚大な被害を及ぼし、家屋等の被害が6,723件となるなど、大きな被害が発生した。(令和3年1月発行令和元年台風15号(第130報)より住家被害件数抜粋)

(6) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

2 商工業者の状況

(1) 南房総市内房商工会(出典:令和3年経済センサス)

- ① 商工業者数 509人
- ② 小規模事業者数 434人

内 訳

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
建設業	83	81	市内に広く分散している
製造業	42	33	点在している
卸売業・小売業	143	103	小売は市内に広く分散しており、卸売は点在している
飲食・宿泊業	100	87	宿泊は、市内富浦、富山地区に集積し、飲食は市内に広く分散している
サービス業	117	108	点在している
その他	24	22	市内に広く分散している
合 計	509	434	

(2) 南房総市朝夷商工会 (出典：令和3年経済センサス)

① 商工業者数 1,049人

② 小規模事業者数 904人

内 訳

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
建設業	166	159	市内に広く分散している
製造業	81	68	点在している
卸売業・小売業	278	205	小売は市内に広く分散しており、卸売は点在している
飲食・宿泊業	183	161	海岸周辺の通りに多い
サービス業	214	205	点在している
その他	127	104	市内に広く分散している
合 計	1,049	902	

3 これまでの取組

(1) 当市の取組

① 南房総市地域防災計画の策定

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条及び南房総市防災会議条例第2条の規定に基づき、南房総市の区域に係る地震・津波災害、風水害等に対して総合的な指針及び対策計画を定め、防災関係機関が備えるその全機能と全能力を発揮して住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、「南房総市地域防災計画」を策定している。計画は、総論、地震・津波編、風水害編及び資料編等で構成されている。

② 防災訓練の実施

各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練や各個別訓練を実施している。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫している。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努めている。

なお、自主防災組織や事業所における防災訓練は次のとおり実施している。

(ア) 事業所における防災訓練

大規模集客施設、危険物等の取扱い事業所は、消防機関の助言・指導を得て、定期的な防災訓練に努めている。また、施設の管理者は、災害時の避難路の確保や防災機器の整備及び操作訓練を行い、災害時において従業者のとるべき行動について、従業員自身が十分判断できるよう、日頃から防災知識と意識の向上を図っている。

(イ) 自主防災組織における防災訓練

住民を含む自主防災組織は、防災の日などを活用し、初期消火訓練、避難訓練、応急手当・救護訓練をとおして防災思想の普及に努め、災害に対する日頃の備えを養っている。

③ 防災倉庫の設置及び物資の備蓄

防災センター備蓄倉庫（市役所）等の防災倉庫を48か所に設置し、管理している。食料や飲料水の他に避難所環境改善として、間仕切りテントやエアーマット、携帯トイレ、発動発電機等の防災用機材を各地区に備蓄している。

(2) 両商工会の取組

① 中小企業等経営力強化法に基づく事業継続力強化計画の策定支援

② BCP（事業継続計画）に関する各種施策の周知

③ 損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進

④ 被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）

⑤ 日本政策金融公庫や県市などの公的な各種融資制度の斡旋

⑥ 国、県及び市が行った商工業関係被害状況調査への協力

⑦ 防災備品（発電機、蓄電機、非常食等）を備蓄

II 課題

- 1 当市の防災計画では、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者一覧に両商工会の取り組むべき内容が記載されているが、その内容は商工業関係被害状況調査の協力や救助用物資、復旧資材の確保についての協力、融資の取りまとめ・斡旋等と漠然的な記載にとどまっている。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、両商工会と当市の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制の構築等が必要となっている。
- 2 両商工会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。
- 3 両商工会では中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援を進めてきた。ただし、BCP（事業継続計画）を策定している小規模事業者はフランチャイズに加盟しているコンビニ等のごく一部に限られている。今後はBCP（事業継続計画）の策定支援も進めていく必要がある。
- 4 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。
- 5 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- 1 発災時における連絡を円滑に行うため、当市と両商工会との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 2 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう両商工会における体制と千葉県商工会連合会等の関係機関との連携体制を構築する。
- 3 BCP（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。
- 4 各種研修会へ両商工会の経営指導員を派遣し、各種損害保険やBCP（事業継続

計画) 作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

- 5 感染症に関して、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

II 事業継続力強化支援事業の内容

1 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 千葉県地域防災計画及び南房総市地域防災計画に基づき、両商工会職員(経営指導員等)による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ② 両商工会の商工会報やホームページ、市広報等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCP(事業継続計画)を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ BCP(事業継続計画)策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象にBCP(事業継続計画)策定個別相談会を開催する。
- ④ 両商工会の経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑦ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

南房総市内房商工会／令和2年度に危機管理マニュアルを策定

南房総市朝夷商工会／令和2年度に危機管理マニュアルを策定

(3) 関係団体等との連携

- ① 損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会を開催する。
- ② 金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。
- ③ 被災した小規模事業者が低金利融資を受けられるように、金融機関と協力、連携を図る。
- ④ 被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて建設・設備等の関連団体と連携する。

(4) フォローアップ

- ① 中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化認定企業」に対してその取組み(策定したBCP計画の遂行)支援を実施する。

- ② B C P（事業継続計画）策定個別相談会に出席した小規模事業者に対して専門家を派遣し、B C P（事業継続計画）策定に向けて具体的に支援する。
- ③ 事業継続力強化支援協議会（構成員：当市担当者、両商工会正副会長）を必要に応じて設置し、小規模事業者のB C P（事業継続計画）への取組み状況等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、当市と両商工会とで連絡ルートの確認等を実施する。なお、毎年当市主催による大規模な防災訓練が実施されるため、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

(6) 防災備品の購入

毎年度、両商工会は財源の可能な範囲内で自然災害等による停電等に備えて防災備品を本計画期間中（令和8年度から令和12年度）購入する。

防災備品 購入一覧

南房総市内房商工会

備品名	数量	備品名	数量
カセットコンロ	2台	飲料水（2ℓ）	30本
ランタン	2基	保存食	50食
携帯電話充電器	5台	簡易食器	50食
乾電池	適宜	非常用給水バッグ	5個
マッチ・ライター	適宜	ティッシュペーパー	30箱
防寒具（カイロ等）	50個	トイレットペーパー	30ロール
ポリ袋・ラップ	適宜	タオル	適宜
マスク	300枚	ハンドソープ	5箱
抗菌アルコール	5本	PPロープ5巻	1箱
手指消毒液	5本	養生テープ	10巻
消毒ティッシュ	5個	脚立	1基
ブルーシート	10枚	作業用ゴム手袋	10双
土嚢袋	250枚	救急セット	1箱
雨具	20枚	体温計（非接触型）	1本
安全靴	3足	ポータブルトイレ	2基

南房総市朝夷商工会

備品名	数量	備品名	数量
発電機	1台	手指消毒液	5本
保存用ガソリン	1セット	抗菌アルコール	3本
蓄電機	1台	土嚢袋	20枚

扇風機	2台	雨具	10着
石油ストーブ	2台	軍手	100双
懐中電灯・ランタン	10ケ	マッチ・ライター	適宜
乾電池	適宜	飲料水(2ℓ)	60本
携帯ラジオ	2台	給水袋	50枚
防寒具(カイロ等)	100ケ	ティッシュペーパー	100箱
ブルーシート	30枚	トイレトペーパー	200ロール
マスク	600枚	タオル	100枚
養生テープ	30巻	ハンドソープ	10箱
ガムテープ	10巻	薄ゴム手袋	2箱

※なお、年度毎の購入備品の詳細については、年度毎に検討する。

2 発災後の対策

自然災害等発災時には、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 両商工会の事務局責任者は、発災後3時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。
※事務局責任者が被災の場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。
- ② 業務従事が可能な両商工会の職員が把握した大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)は当市と両商工会で共有する。
- ③ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ④ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、南房総市における感染症対策本部設置に基づき両商工会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

- ① 両商工会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする、
(ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
(イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。
(ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。
- ② 両商工会の職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は次のとおりとする。

南房総市内房商工会

地区名	役職名	人数	応急対策の内容
富浦地区	理事	2人	大まかな被害状況の把握等

富山地区	理事	2人	大まかな被害状況の把握等
三芳地区	理事	2人	〃

南房総市朝夷商工会

地区名	役職名	人数	応急対策の内容
千倉地区	理事	2人	大まかな被害状況の把握等
白浜地区	理事	2人	〃
丸山地区	理事	2人	〃
和田地区	理事	2人	〃

- ③ 両商工会による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を
 当市と両商工会で共有する。

(当市と両商工会で共有する被害規模等の目安)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考える。

- ④ 当市と両商工会は災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

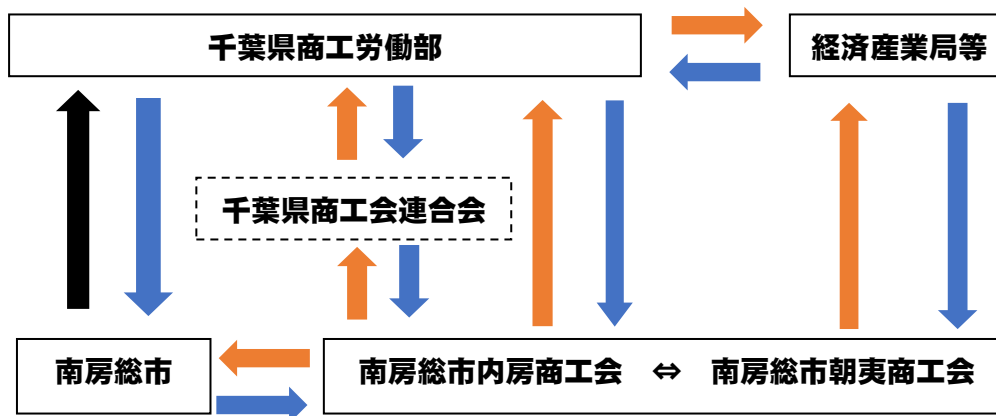
発災後～1週間	1日に2回以上共有する。 必要に応じて追加する。
2週間～3週間	1日に2回共有する。
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する。
2ヶ月以降	2日に1回共有する。

※電話・FAX・メール・携帯等による通常の連絡が不通の場合には商工会が直接市役所を訪問し、被害情報等を報告する。

- ⑤ 当市で取りまとめた「南房総市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

- (1) 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。



- (2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。
当市及び両商工会からの要請等に基づき、両商工会の役員と職員が二次被害を防止するための諸活動を実施する。
※役員は被災地域以外の者とする。

- (3) 当市と両商工会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。

① 確認方法

両商工会は役員及び職員で構成する「災害復旧支援班」を地区ごとに組織し、被災事業所を実訪してヒアリング調査等を実施する。

構成員／班長：役員1名 班員：役員1名、職員1名

※役員は被災地域以外の者とする。

② 被害額の算定方法

被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、両商工会と当市であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

- (4) 当市と両商工会が共有した上記の（2）及び（3）の情報は千葉県の指定する方法にて当市又は幹事商工会より千葉県へ報告する。

- (5) 感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、両商工会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて両商工会又は当市より県へ報告する。

4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

両商工会による支援は次のとおりとする。

- (1) 両商工会の電源を携帯電話充電のために開放する。

- (2) ブルーシート等を配布する。

- (3) 経営や資金繰り等の相談窓口の開設について南房総市と相談し、安全性が確

認された場所において相談窓口を設置する。

- (4) 両商工会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。
- (5) 前記3の(3)で収集した被害状況等をもとに、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (6) 応急時に有効な被災事業者施策(国、県、市の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- (7) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策(国、県、市の施策)についての説明会及び個別相談会を開催する。
- (8) 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

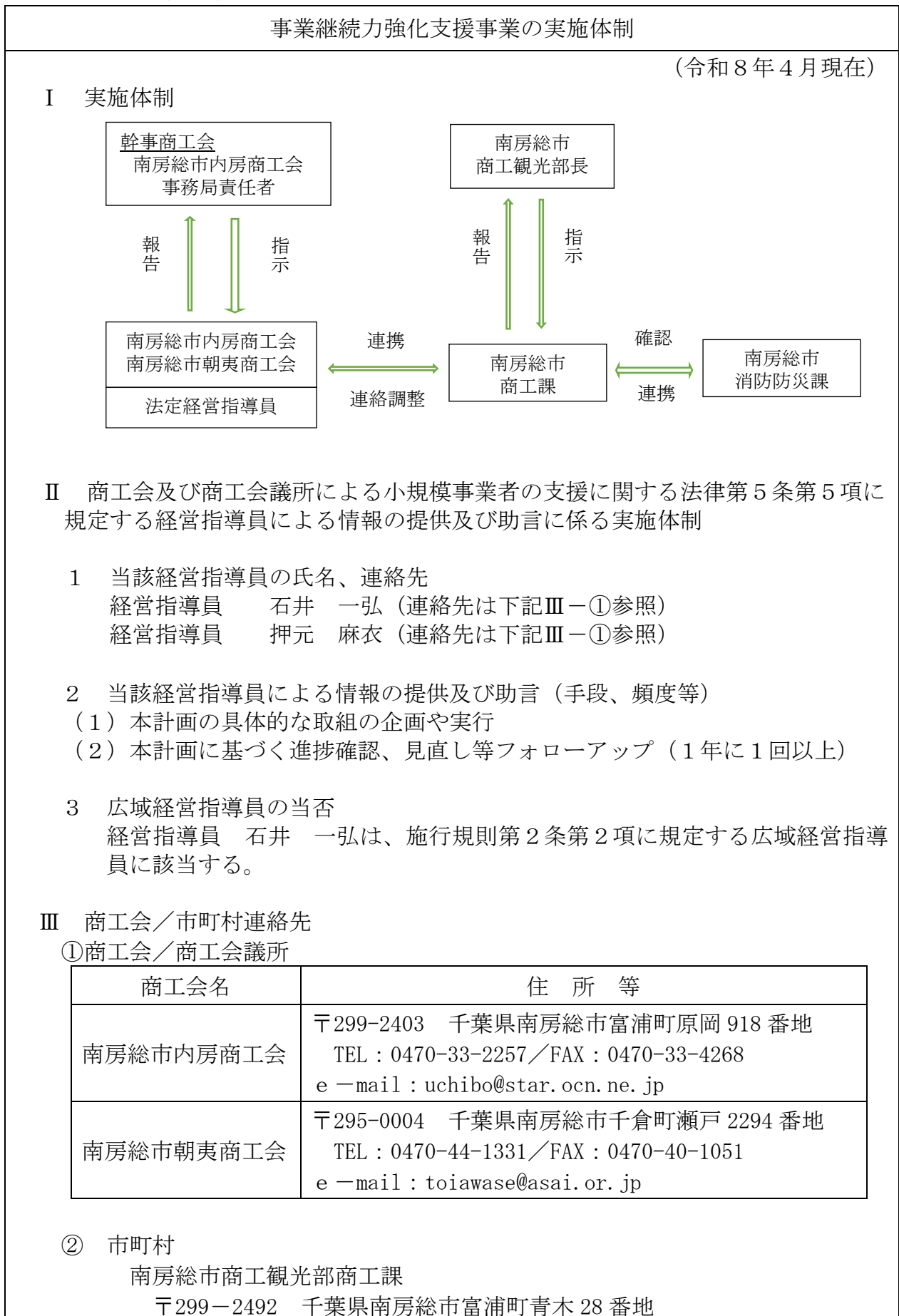
- (1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者を支援する。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- (3) 被災小規模事業者が小規模事業者持続化補助金や復興助成金、給付金等を申請する場合の書類作成等を支援する。
- (4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資等の融資を斡旋する。
- (5) 事業再建計画の策定を支援する。

6 その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



TEL : 0470-33-1092 / FAX : 0470-20-4230
e-mail : shoko@city.minamiboso.lg.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
BCP 策定個別 相談会開催費	300	300	300	300	300
防災備品 購入費通信費等	100	100	100	100	100

調 達 方 法

会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金、南房総市商工会補助金等

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
千葉県火災共済協同組合 代表理事 寺下 俊哉 〒102-0071 千葉市中央区富士見 2-22-2 千葉中央駅前ビル 2 階 TEL. 043-201-3033 FAX. 043-221-8830
連携して実施する事業の内容
① 災害リスクの周知と損害保険の加入個別相談会の開催 ② 損害保険見直しのための個別相談会の開催
連携して事業を実施する者の役割
① 災害リスクの周知と損害保険の加入個別相談会へ職員を派遣 ② 損害保険見直しのための個別相談会へ職員を派遣
連携体制図等
<pre> graph TD A[千葉県火災共済協同組合] -- 連携 --> B[南房総市内房商工会 南房総市朝夷商工会] C[幹事商工会 南房総市内房商工会 事務局責任者] -- 指示 --> B B -- 報告 --> C B <--> 連携 指導/助言 D[法定経営指導員] D --> E[小規模事業者を対象に、災害リスクの周知と損害保険の加入推進等を実施] </pre>